

## (仮称) 大阪市L G B Tフレンドリー表彰制度について(たたき台)

### 第1 目的

大阪市人権尊重の社会づくり条例（平成12年大阪市条例第25号）の趣旨に基づき、性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を目指して生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けた取組みの促進を目的に、性的マイノリティの方々が直面している課題等の解消に向けた取組について、特にその功績が顕著であると認められる個人、団体、学校及び事業者を対象として表彰する。

### 第2 表彰の対象者

表彰の対象は、大阪市内を主たる活動の場とし、性的マイノリティの方々が直面している課題等の解消に向けた普及啓発・実践活動等に積極的に取り組み、著しい効果をあげ、特にその功績が顕著であると認められる個人、団体、学校及び事業者とする。

### 第3 賞の種類及び件数

賞の種類はL G B Tフレンドリー賞とし、5件程度とする。ただし、表彰件数については、応募等の件数や審査結果によって増減することがある。

### 第4 表彰の方法

表彰は年に1回、市長表彰とする。

### 第5 被表彰者の選定及び決定

表彰対象の要件を満たすものの中から、第3に規定する賞にふさわしい被表彰者を選考する。

- 2 前項の表彰対象の要件（及び申請に必要な書類）は、別途市民局長が定める。
- 3 選考にあたっては、外部の有識者からなる「(仮称) 大阪市L G B Tフレンドリー表彰制度」市長表彰選考会（以下「選考会」という。）の意見を聴取する。
- 4 被表彰者の決定は、選考会の意見をふまえ、市長が行う。

### 第6 選考会

第5の選考会は、性的マイノリティにかかる人権課題について豊富な知識と高い見識を有する3名の選考委員で構成する。

### 第7 表彰の事務

この表彰に関する事務は、大阪市人権啓発・相談センターにおいて行う。

### 第8 その他

表彰の実施に際し、必要な事項は、別途市民局長が定める。

今後のスケジュール（案）

令和元年 7月～10月 有識者による表彰制度検討会議の開催

11月 制度の決定、公表

11月～3月 表彰申請の受付等

令和2年 4月～5月 選考会、表彰式